

岐阜市こども計画 改定履歴・改定内容一覧

(改定日:令和8年4月1日)

ページ	改定内容																																																												
P47	<p>1-4-1 困難を抱える子ども・若者への相談・支援 No. 31 不登校・発達障がい等に対する相談・支援体制 の内容を以下のとおり修正 (改定前) 通常の学級に在籍する児童生徒に関する発達や不登校等の相談に応じ、関係機関と連携して問題の早期解決をめざします。発達障がい疑われる児童生徒に対しては、専門職員による学校訪問や相談、必要に応じて発達検査を行います。不登校の児童生徒に対しては、<u>社会的自立を目的に自立支援教室(教育支援センター)</u>を運営し、コミュニケーションスキルの向上、<u>基本的生活習慣の改善、基礎学力の補充等の支援</u>を行います。また、主として家庭訪問を行うほほえみ相談員との連携による支援やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒、保護者の相談支援に応じます。さらに、義務教育終了後の方向性を見つけれない若者に対しては、就学・就労への支援を行います。</p> <p>(改定後) <u>子ども・若者の発達や不登校等の相談</u>に応じ、関係機関と連携して問題の早期解決をめざします。発達障がい疑われる児童生徒に対しては、専門職員による学校訪問や相談、必要に応じて発達検査を行います。不登校の児童生徒に対しては、<u>社会的自立を目的とした子ども・若者自立支援教室(校外教育支援センター)</u>を機能強化に係る施設整備と施設環境改善を行った上で運営し、コミュニケーションスキルの向上、<u>基本的生活習慣の定着、学びへの意欲向上等</u>の支援を行います。また、主として家庭訪問を行うほほえみ相談員との連携による支援やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒、保護者の相談支援に応じます。さらに、義務教育終了後の方向性を見つけれない若者に対しては、就学・就労への支援を行います。</p>																																																												
P119 P121~125	<p>(3) 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実 ②2号認定、3号認定 (P119) 「量の見込み及び確保方策」の表を、以下のとおり修正。 ・確保方策の内訳のうち、「地域型保育事業」の後に <u>(2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」)</u>を追加。 ・令和8年度~11年度の、2号認定における地域型保育事業の確保方策の欄に、<u>0</u>を記載 (P121~125) 「量の見込み及び確保方策」の表を、以下のとおり修正。 ・確保方策の内訳のうち、「地域型保育事業」の後に <u>(2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」)</u>を追加。</p>																																																												
P145	<p>(4) 地域子ども・子育て支援事業の充実 ⑮乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 「確保の内容及び今後の取り組み」に以下の文と表を追加。</p> <p>● <u>令和7年度中に国が示した基準に基づき算出した、子ども・子育て支援給付として実施する令和8年度以降の量の見込み及び確保方策については、以下のとおりです</u></p> <table border="1" data-bbox="860 1543 1417 1814"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①量の見込み</td> <td>0歳</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②確保方策(※)</td> <td>0歳</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(②-①)</td> <td>0歳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(※参考) 定員数/月</td> <td>0-2歳</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>178</td> </tr> </tbody> </table>			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	①量の見込み	0歳	3	3	3	3	1歳	4	4	4	4	2歳	3	3	3	3	②確保方策(※)	0歳	3	3	3	3	1歳	4	4	4	4	2歳	3	3	3	3	(②-①)	0歳	0	0	0	0	1歳	0	0	0	0	2歳	0	0	0	0	(※参考) 定員数/月	0-2歳	178	178	178	178
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																								
①量の見込み	0歳	3	3	3	3																																																								
	1歳	4	4	4	4																																																								
	2歳	3	3	3	3																																																								
②確保方策(※)	0歳	3	3	3	3																																																								
	1歳	4	4	4	4																																																								
	2歳	3	3	3	3																																																								
(②-①)	0歳	0	0	0	0																																																								
	1歳	0	0	0	0																																																								
	2歳	0	0	0	0																																																								
(※参考) 定員数/月	0-2歳	178	178	178	178																																																								
P147	<p>(5) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保等 ④として、以下を追加。 ④(令和8年度以降)乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進体制 <u>幼稚園・保育所(園)等と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の入園(所)等に関する相談に対応するほか、乳児等通園支援事業者と幼稚園・保育所(園)等との間で情報を共有することができる体制を整備します。</u></p>																																																												